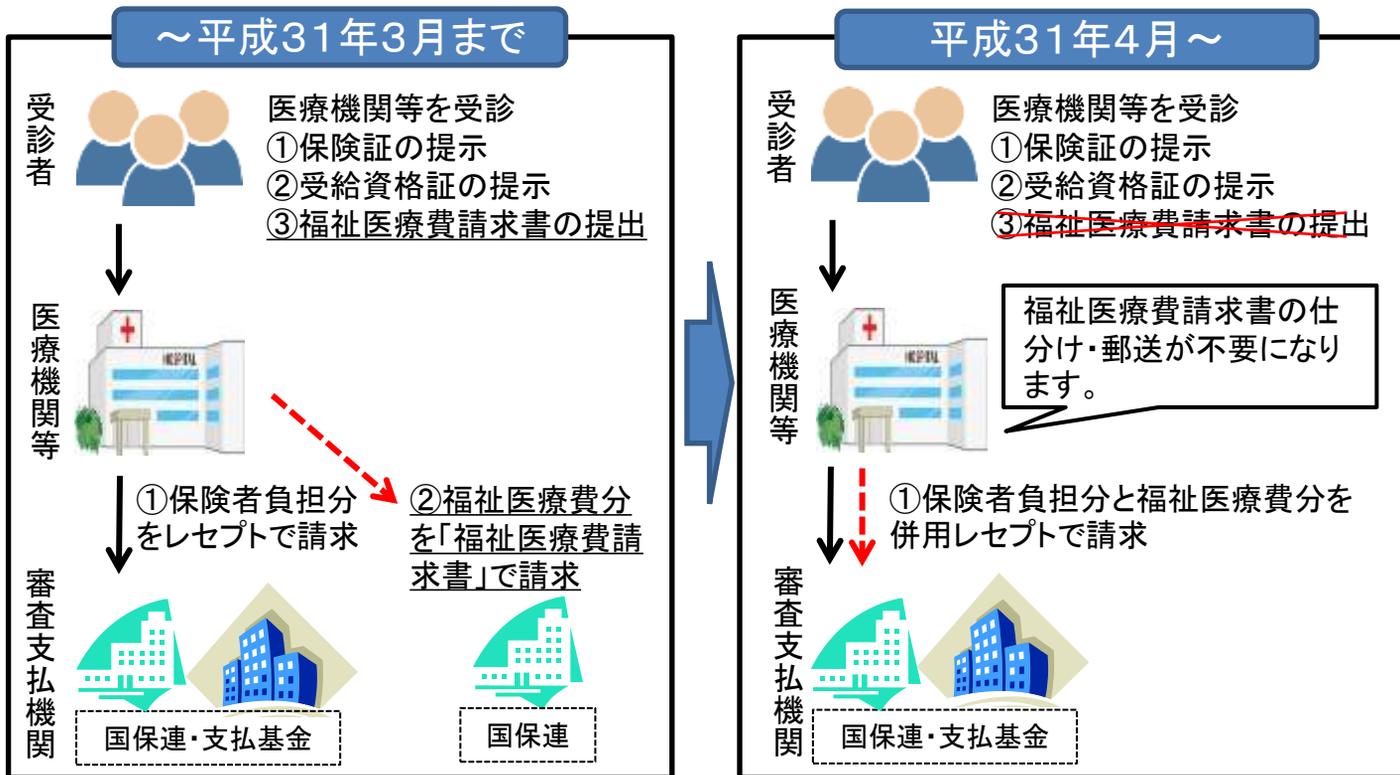


福祉医療費助成制度における 「併用レセプト」方式の開始のお知らせ

平成31年4月診療分より、県・市町村が実施している福祉医療費助成制度の「福祉医療費請求書」を廃止し、「併用レセプト」方式による現物給付を導入いたします。

＜併用レセプト方式の対象となる制度＞

- 乳幼児・子ども医療費助成(市町村単独実施分含む)
 - 妊産婦医療費助成
 - 18歳以下ひとり親家庭等医療費助成
 - 心身障害者(65歳未満重度)医療費助成
 - 高齢者(65～69歳軽度)医療費助成
- ※「福祉医療費請求書」を用いて現物給付している福祉医療費助成制度が対象となります。



医療機関等の皆様へのお願い

①レセプトコンピュータの改修について

・福祉医療費分も併用レセプトにて請求いただくこととなります。お使いのレセプトコンピュータによっては、改修が必要な場合がありますので、あらかじめご準備をお願いいたします。(詳しくはレセプトコンピュータ業者にお問合せ願います。)

②平成31年4月診療分以降は、新しい「受給資格証」の確認をお願いします。

・受給者には平成31年3月中に、新たに「公費負担者番号」等を記載した、新しい受給資格証が送付されますので、4月以降は必ず新しい受給資格証で公費負担者番号等をご確認願います。

・なお、平成31年3月診療分までは、従前どおり福祉医療費請求書を用いて、国保連合会に請求願います。

※公費負担者番号やレセプトの記載方法など、詳しくは富山県健康課のホームページ(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205)をご覧ください。